

「第2次宇多津町総合計画(案)」の策定に係るパブリックコメントの実施結果について

下記のとおり実施し、3個人と1団体から合計20件の意見提出がありました。これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する町の考え方とあわせて以下に示します。なお、賛否の結論だけを示したご意見や、案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

・実施時期:令和6年1月22日(月)~2月16日(金)

- ・意見提出方法: 1.郵送…0件
- 2.FAX…0件
- 3.メール…2件
- 4.持参…2件

No.	区分	掲載ページ	意見内容	担当課	町の回答及び対応	修正
1	基本構想	3ページ 他全般	<p>第2章 【2】地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生</p> <p>地域共生社会、また厚生労働省が主管でもある社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されている背景がある(宇多津はまだ未整備)。この領域では障害者を障がい者と表記している。従って、この領域で用いる障害者を『障がい者』と表記すべきではないか。</p> <p>さらに、法律名や制度名は「障害者」を用いて致し方ないものの、総合計画の中で、「人」を指す場合は、この頁以外であっても『障がい』『障がい者』と表記することが、地域共生社会の理念に一致するものではないか。基本構想・前期基本計画の中で、確認いただきたい。</p> <p>一方で、住民調査の箇所(第6章)の保健福祉分野では『障がい者』と表記されており、いわゆるチャンポン状態でもある。</p>	保健福祉課	<p>「障害」と「障がい」の区分ですが、本町の「障害福祉計画」等、障害者に関する諸計画においては、個人を対象にした呼称は、基本「障害」に統一しています。</p> <p>ただ、住民アンケートにつきましては、町民の中で「害」に対して見解の相違を持っておられる方に配慮して「障がい」にしています。</p> <p>ご指摘の「重層的支援体制整備事業」ですが、厚生労働省の「地域共生社会のポータルサイト」では確かに「障がい」になっています。しかし、「改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業の創設」に関する国が出している諸資料は「障害」で統一されています。</p> <p>「地域共生社会のポータルサイト」で「障がい」表記になっているのは、「ポータルサイト」がだれでも入れるインターネットの最初の部分であることから、住民アンケートと同様に「害」に対して見解の相違を持っておられる方に配慮したものと思われれます。</p> <p>本町の場合は上記のような区分をしておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。</p>	無

2	基本構想	4 ページ	<p>【3】多文化共生社会への対応  多文化共生社会が重要としながら、第2部第2章施策の大綱では「日本語教室運営補助事業等により、それぞれの文化を認め誰もが快適に暮らせるまちづくり」とある。日本語教室だけではなく、交流や拠点、文化部分でも事業や施策をお願いしたい。</p>	まちづくり課	<p>前期基本計画の基本目標3「子育て・教育・文化の充実したまちづくり」において、文化・芸術の振興や多文化共生の推進という施策名称にて、具体的事業を記載しております。</p>	無
3	基本構想	5 ページ	<p>第2章 【6】社会全体のDX推進等、デジタル化への対応  Society5.0(ソサエティ 5.0)について政府は 2030 年目途に具体化させる方針である。本計画期間ではあるが、DX や Society5.0 社会が必要という表記はあるものの、県・町の目標にそこまでの次元の事業計画が盛り込まれていないように見受けられる。これ以上は町として踏み込めないのかもしれないが例として、県の計画を引用している 12 頁には  ○「かがわDX Lab」における官民共創  ○ マイナンバーカードの普及・利活用への取組み  ○ オンライン手続の推進  とあり、Society5.0 社会の基礎作りの段階であると推察する。  意見としては、教育現場・農業・住民サービス等で、質の高いデジタル化(DX)を掲げるべきではないか。</p>	総務課	<p>前期基本計画の基本目標6「住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり」において、デジタル化の推進に関する施策を記載しています。  デジタル推進室を中心に本町の自治体DXを推進し、AI・IoT等の先端技術やデータ活用等、デジタルの力を最大限に活かし、「デジタルファースト(最優先)」、「デジタルディバイド(格差)」の観点を踏まえ、住民目線の持続可能な新しいまちづくりを推進します。</p>	無

4	基本構想	14 ページ	<p>第4章 【2】人口・世帯数の推移          国勢調査では年々減少している旨が【2】人口・世帯数の推移に示されている。該当の推計値が2015年までは国勢調査が基となり2020年以降は国立社会保障人口問題研究所が2018年推計に準拠とある。従って経年化した指標と考えるが、更新されたデータはないものか。</p>	まちづくり課	<p>ここに使われているデータは平成27(2015)年の国勢調査を基に、平成30(2018)年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した令和22(2040)年までの推計値を、内閣府が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のために令和42(2060)年まで延長して推計したものです。最新データである令和2(2020)年の国勢調査を基にした推計値は、昨年、令和5(2023)年末に2045年までの推計値が出されています。しかし、本計画書で用いているのは内閣府が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のために改めて推計したものであり、国が策定する次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の時には、国において推計値が出されるかと思えます。</p>	無
5	基本構想	16 ページ	<p>第4章 【5】将来推計人口          冒頭より引用『本町の人口は、令和12(2030)年頃まで緩やかに増加し、以後減少に転じると予測され』と、ここで用いる指標並びに推計値では、人口増を示しているにも関わらず、微増とはいえ計画期間中で人口増に対するアプローチが乏しいのではないか。</p>	まちづくり課	<p>ご指摘の「ここで用いる指標並びに推計値では、人口増を示している」につきましては、平成27(2015)年の国勢調査を基本にして推計されたものを掲載されています。しかし、実際には本町の人口は令和2(2020)年の国勢調査ですでに減少に転じており、「第4章 【5】将来推計人口」に用いた各種の指標を基に令和2(2020)年の国勢調査を使って、推計したものを併記したものが「第5章 【1】「推計値」と「実績値」の時系列比較」です。現状と課題が判明していますので、本計画書に記載している重点施策1～6の取組に注力し、人口減少に歯止めをかけるべく施策を実施してまいります。</p>	無

6	基本構想	28 ページ	<p>第5章 【2】今後の対応  第5章【2】今後の対応に書かれてあることは概ね理解できる。従って、読み返すと第4章【5】将来推計人口で書かれてある内容との整合性が不十分ではないかと考える。</p>	まちづくり課	<p>「第4章 【5】将来推計人口」と「第5章 【2】今後の対応」の間に、上記の「第5章 【1】「推計値」と「実績値」の時系列比較」が入ってくることによって、整合はとれていると考えます。</p>	無
7	基本構想	28 ページ	<p>第5章 【2】今後の対応  人口動態については5年毎の国勢調査を根拠としている点は理解できる。しかし、住民基本台帳でみた場合、現状直近では 2020 年の人口を上回っている。この辺りの分析が不十分ではないか。</p>	まちづくり課	<p>人口・世帯数については、全数調査であり、もっとも実態を把握できる「国勢調査」が基本と考えています。「住民基本台帳」は住民票を届けている方のみであること、住民票はあっても本町に住んでいない方がいること等、正確に実態を知るには限界があります。  なお、住民の出生、死亡、転入、転出等の「人口動態」は「国勢調査」では把握できませんので、「住民基本台帳」を用いています。</p>	無
8	基本構想	55 ページ	<p>第2部 第1章 【2】基本理念と将来像  冒頭より引用『以上のような基本理念に基づき町が 10 年後に実現すべき姿、「将来像」を「人生 120 年 賑わいと思いやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ ～「近き者悦よるこび 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～」と定めます。』とあるが、基本理念の中にも住民ニーズからも 120 年が唐突に出た印象がある。  谷川俊博町長が「人生 120 年」と政治的にフレーズを用いることはあるが、本計画に 120 年と表記するには根拠が乏しいのではないか。  一方で、内閣府は「人生 100 年時代」というフレーズで政策がある。仮に「人生 120 年」と文言化するようであれば、一般的に例示されてある資料を掲載してはどうか。</p>	まちづくり課	<p>長寿を祝う節目の年齢にはそれぞれ名前が付けられており、120 歳の節目は「大還暦」と呼ばれています。長寿の夢を持ち、この「大還暦」を 1つの目標として人生を歩んでいこうという思いから、本町の将来像として定めています。  ただ、ご指摘も踏まえまして、計画書の将来像の部分に注釈として補足説明を追記します。</p>	有

9	基本構想	67 ページ	<p>施策体系・将来像・重点施策について 人口減、少子化、高齢化、生産年齢人口減が見込まれることは、財源悪化が懸念される。この中で将来像を実現するためには重点施策3「地域の特性を活かした産業の振興」が最重要課題であることを明らかにし、予算を傾斜配分しながら最大注力する。</p>	まちづくり課	<p>ご意見のとおり、掲げている重点施策1～6の内容を最重要課題として捉え、今後の施策運営を実施していきます。</p>	無
10	前期基本計画	11 ページ他	<p>宇多津町の助成事業のひとつ「まちづくりファンド」のうち、ハード事業への助成額は 1000 万円と大きく、補助率も 4/5 と高いことから町(とくに古街エリア)の活性化にとって大変有用な制度と感じています。 しかしながら、審査基準の一つ「公益性」が厳密に過ぎるように思われ、このことが本制度(ハード事業)の低調な実績につながっていると考えています。 については、「公益性」基準を緩和して、条件・上限を設定しつつも特定の私企業に一定の利益が残る事業も対象とすることにより、私企業の投資と参入を促してはどうでしょうか？ その際、補助率は 4/5 よりも低い、たとえば事業再構築補助金並みの 2/3 程度に下げ、私企業の負担(投資額)を増やしても良いと思います。 ご検討をお願いします。</p>	まちづくり課	<p>まちづくりファンド助成事業は、まちづくり基金を原資として実施される、まちづくり事業への助成金です。このまちづくり基金は、住民による自主的なまちづくり活動を推進、支援することにより、地域社会の歴史並びに文化を継承していくとともに、新たな地域のにぎわいを創出し、活力ある地域社会を実現することを目的に設置されています。 審査基準の一つとして「活動の公益性」があります。これは、まちづくり基金の目的に照らし、適切な内容の事業であり、公共の利益となる活動を指します。よって、私益となる事業に充てられるのは、目的が異なります。</p>	無

11	前期基本計画	29 ページ	<p>具体施策① 交通安全施設の整備 「通学路」の危険箇所の把握と定期的な修繕をお願いしたい。主に横断歩道の塗り直しや除草、ボランティア等による見守りの強化を。</p>	<p>教育委員会 住民生活課</p>	<p>【教育委員会】 「交通安全プログラム」に基づき、各学校から報告のあった危険箇所を、年に1～2回、通学路安全推進部会メンバーが校区安全点検を実施しています。点検結果から、各課で早急に対応し、また学校では、児童生徒や保護者に対して危険箇所の周知や交通安全指導を繰り返し行っています。PTAや地域の方にも立哨や登下校の見守り等で協力をお願いし、各課が連携して通学路の安全確保を図っています。</p> <p>【住民生活課】 横断歩道の塗り直し等については、住民生活課までご連絡いただければ管轄警察署に連絡・依頼します。通学路の危険箇所等は、交通指導員等が立哨時に確認し、適宜対応しています。</p>	無
12	前期基本計画	30 ページ	<p>具体施策② 交通安全意識の高揚 自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となった。着用を促す一環として、町民へのヘルメット購入助成をしてほしい。(一部でも)</p>	<p>住民生活課</p>	<p>自転車乗車時のヘルメット着用については努力義務化されましたが、まずは未着用の際の危険性の周知をし、ヘルメットを着用しない場合は自転車を運転しないことを浸透させることが最優先と考えております。</p>	無
13	前期基本計画	30 ページ	<p>具体施策② 交通安全意識の高揚 チャイルドシート使用率が県内でも低い水準である。平等性を持たせるために、チャイルドシートの購入助成をしてはどうか。</p>	<p>住民生活課</p>	<p>道路交通法により、チャイルドシートの使用は義務化されていることもあり、本町ではチャイルドシートの無料貸出を早期から始めています。自転車乗車時のヘルメット着用と同様に、危険性を周知していくことでチャイルドシート使用率を向上させることが重要と考えています。</p>	無

14	前期基本計画	55 ページ・ 81 ページ	<p>55 ページ:具体施策③ 保育所の充実        81 ページ:具体施策① 女性の社会参画の促進        乳児の保育所の早朝・延長保育がないため、正規時間で働けない。退職するか、時短で働くかを強いられる。近隣の市町は乳児でも早朝・延長保育があるのに、宇多津町は働く保護者にとって環境が整っていない。矛盾を感じる。それなのに、保育料が高い。</p>	保健福祉課	<p>乳児の早朝・延長保育については、原則実施していませんが、保護者の個別事情によって柔軟に対応しています。        保育料については近隣市町と比較したところ、高い場合と安い場合がございます。また、保育料以外にかかる経費については施設ごとに定められており、単純な比較はできない状況です。        しかし本町でも、保育ニーズの一層の充足や、現場の保育士等の人材確保などの課題も認識しているところです。その中で、保育ニーズを十分把握し、働く保護者にとって育児と仕事が両立できるよう、子育て支援や就労支援をはじめとする保育環境の改善に努めていきたいと考えています。        なお、計画書の記載表現を分かりやすくするため、幼稚園の内容と保育所の内容を統合し、「乳幼児に対する施策の充実」という名称で記載します。</p>	有
15	前期基本計画	83 ページ 以降	<p>基本目標4「活気・活力・賑わいのあるまちづくり」について        &lt;具体的施策の提案&gt;        中小企業振興基本条例の制定。        中小企業振興基本条例を制定し、町の将来像の実現に向け産官学金による産業振興会議において条例の具体化を議論し、政策に落とし、町の経済活性化つなげる。</p>	まちづくり課	<p>中小企業振興基本条例の制定については、本町でも制定の必要性を認識しており、本町の特徴に合わせた条例の制定に向けて検討中であります。</p>	無

16	前期基本計画	83 ページ以降	基本目標4「活気・活力・賑わいのあるまちづくり」について <具体的施策の提案> B級グルメイベントをとおして宇多津に行って食べたい料理、スイーツの創出。 地域資源だけでは、滞在時間が短く、また消費金額も少ない。	まちづくり課	食事メニューやスイーツの創出については、宇多津町振興財団や宇多津町観光協会等の外部団体との協力が必要になります。 町内の周遊時間の延長や消費金額については、宇多津秋の大収穫祭やうたづアロハナイトなどのイベントで周辺企業との連携を深め、周辺企業への波及効果をより高めてまいります。	無
17	前期基本計画	83 ページ以降	基本目標4「活気・活力・賑わいのあるまちづくり」について <具体的施策の提案> 琴平、善通寺、丸亀と連携し、お客にとって魅力ある観光資源の創出。 広域連携により相乗効果で地域の魅力をアップする。	まちづくり課	広域連携については、観光面の部分で「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」という3市5町（坂出、丸亀、善通寺、宇多津、綾川、多度津、まんのう、琴平）から構成される協議会に加入しており、デジタルスタンプラリーや観光誘致を目的に現地を視察する「モニターツアー」などの施策を行い、中讃地域で広域連携を図っているところであります。 なお、基本施策4-3「観光の振興」の具体施策②「情報発信の強化」について、「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」との連携について記載を追記します。	有
18	前期基本計画	83 ページ以降	成果指標として観光客数、滞在時間、消費金額を追加する。（目標指標）	まちづくり課	前期基本計画 p.3 の重点施策2「魅力を活かした新しい人の流れの創出」における成果指標に、「観光客数」を設定しています。 その他、交流人口・関係人口の創出に向けた活動指標を複数設定していますので、毎年度評価を行いながら施策の改善に努めます。	無

19	前期基本計画	98 ページ	<p>基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり          具体施策③ 空き家対策の推進          &lt;具体的施策の提案&gt;          外部委託で空き家事業のスピードアップ。          (空き家等管理活用支援法人制度の活用等)          少子高齢化がさらに進む中で空き家は、ますます増加すると予想される。この対策として以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇多津の強みである観光振興を進め店舗、住宅の需要を増やす。</li> <li>・空き家所有者、空き家所有予備群への対応を迅速に進める。</li> </ul> <p>この空き家所有者と空き家所有予備群への対応は、さらに増えると予想される中、もっと迅速に量、質とも進める必要がある。          なお空き家の需要は、観光振興が進むことにより期待できる。</p>	まちづくり課	<p>空き家等対策については、令和3年度より、一般社団法人空き家コミュニティ、香川県司法書士会及び香川県宅地建物取引業協会坂出支部と空き家対策に関する連携協定を結び、「宇多津町空き家サポートネットワーク」を構築し、定期的に「空き家の無料相談会」を開催しております。現在空き家をお持ちの方や、今後空き家になることを懸念している方々を対象とし、建築、不動産、法律の専門家からアドバイスを行っております。お越しいただいた方には、後日、「提案書」をお渡しし、専門的な見地や手続きの進め方をわかりやすく示すことで、解決に向けた第一歩を踏み出せる手助けを行っています。</p> <p>また、令和4年度より、宇多津町版の空き家バンクである「活かせる空き家のマッチングシステム」を運用しています。売却・賃貸人及び購入・賃借人がそれぞれの要望や意向等を事前登録していただき、スムーズな売買・賃貸借に繋げていくというものです。</p> <p>さらに、令和6年度については、相談業務等の空き家等対策にかかる事業について、これまで以上に事業を円滑に行うことができるよう、外部委託での実施を検討しているところです。</p>	無
20	その他	全体部分	<p>住民に親しみやすいデザインや視覚的資料を作成して欲しい。参考として、隣接する自治体の丸亀市「第二次総合計画」ではイラスト・写真・構造化した図表等がデザインされている。是非参考にすべきではないか。</p>	まちづくり課	<p>現在、並行して計画書のデザインについても検討しています。イラストや写真等を用いて、住民にとって分かりやすい計画書となるよう進めています。</p>	無